

令和8年度 事業計画書



救護施設 菰野陽気園



～明るく楽しい施設づくりを目指して～

～Aiming to create bright and fun facilities～

施設運営方針

職員の人格向上及び、福祉に関する知識と技術を会得し、制度改革に即した創意工夫と専門性の確立を図り、利用者の個々のニーズに対応した支援を追求する。

また、地域福祉推進に積極的に取り組み、複雑多様化する社会のニーズにアクションを起こす。

1. 業務に関して、持ち場立場の責任性と協調性を持ち、日中活動や日常生活訓練、地域交流を主として活力ある施設づくりに努める。

2. 職員は個別支援計画に沿って援助努力をすると共に、現状に対する明確な目的意識をもって、サービスの向上と生活の質の改善に取り組む。

3. 救護施設としての存在意義と社会的役割をしっかりと認識し、施設としてなすべきことを判断し、実践していける自主性と自立性を養う。

4. 感染症対策を行い、安心安全な生活が送れるように努める。

年中行事

四季折々の行事を中心に、食の楽しみを味わうイベントや、日本の伝統文化を感じられる行事、さらにはスポーツを通じて体を動かす機会を積極的に取り入れる。これら多彩な取り組みを通じて、利用者の情緒の安定を図るとともに、日々の生活に楽しみと活力をもたらし、生きがいを感じられる環境づくりを目指す。

年間予定表 ※誕生日会は毎月実施	
4月	お花見会
5月	グラウンドゴルフ大会
6月	卓球大会（ゲーム）
7月	七夕祭り
8月	夏祭り
9月	敬老会（カラオケ大会）
10月	秋祭り
11月	ボッチャ大会
12月	年末会
1月	初詣 新年会
2月	節分
3月	ひな祭り バイキング

＊地域参加の行事は感染状況に応じて実施予定。

地域交流 *感染症法に基づいて随時変更予定

地域住民、ボランティアとの関わりを通じて、利用者の社会参加を図る。また、地域交流スペースを活用し地域住民の理解を深め、気軽に施設を利用できる環境づくりの推進に努める。

他機関との交流

・けやきフェスタなど菰野町地域で行われる行事や、他福祉施設との合同行事などに協力参加し、地域を支える施設の一員として交流深める。

社会的使命（SDGs）

・施設近隣の清掃。菰野町ふれあい広場の清掃、その他。
また近隣住民の緊急時には施設内のAEDの貸出や救命行為の実施も使命とする。

施設・環境設備の整備

SDGsの推進と厚生労働省の勧めるICT化の実現

- ・SDGsの取組としてペーパーレス化の推進及び省電力化や必需品の見直しを図る。
- ・携帯端末機器やSNSの活用による情報共有、生活支援システム等を活用しICT化を推進する。
- ・施設建物の保全、設備の点検や配置確認を定期的に行う。施設周辺は、緑に囲まれた環境づくりを図り、安全で清潔な施設づくりを目指す。

職員研修

サービスの質の向上を目指して、各種研修に積極的に参加する。また、リモート研修を活用するなど感染症対策をおこなったうえで参加をしていく。

施設外研修

- ・各種協議会研修・各種大会への参加
- ・他施設視察研修施設内研修
- ・Web研修

施設内研修

- ・園内研修会の実施
- ・階層別研修会の実施
- ・施設外研修参加報告・伝達研修

実習生受入れ *感染症法に基づいて随時変更予定

実習生を受け入れるにあたり、これまでの知識と経験を生かし、個々のニーズに対応できる将来の福祉従事者の養成に協力する。

機関紙「陽心の友」の発行

施設の取り組みや施設生活、行事の様子を掲載した毎月刊行の法人広報誌を菰野百草園と合同製作し、関係機関へ広報する。

防災と安全管理

利用者の生活が安心安全となるように、施設環境を整備する。また災害から生命を守るとともに事業継続を図るため、防災計画を定め定期的な防災訓練、安全教育を実施する。

保健衛生

看護師は嘱託医と連携し、日々の健康観察を基にした病気の予防、定期健診による疾病の早期発見、早期治療に努める。また、食堂など定期的に施設内消毒を実施し、衛生管理に努める。

健康管理

- ・嘱託医による利用者健康診断 年2回
- ・職員健康診断 年2回
- ・設内での血圧測定、尿検査、採血、体重測定
- ・利用者結核健診 年1回
- ・嚥下体操、ラジオ体操、歩行運動
- ・認知症予防、頭の体操、発語訓練
- ・保健指導、栄養指導

衛生管理

- ・感染予防 手洗いチェック（月1回）

給食業務

施設利用者の意見や嗜好を十分に反映し、選択食や行事食を積極的に取り入れ、食事に変化をもたせながら、利用者のニーズに応えていくと共に喜ばれる食事を目指す。また、季節に合わせた料理、郷土料理を取り入れながら、家庭的な食事作りを目指す。

調理・献立

- ・ バランスの良い食事
- ・ 嚥下状態に合わせた調理及び形態（刻み食、ミキサー食等）
- ・ 適温給食（保温庫の活用）
- ・ 日本人の食事摂取基準（2025年版）のフレイル予防に向けた取り組み
- ・ 良質なたんぱく質の摂取
- ・ 疾病時の適切な治療食
- ・ 年齢、性別、BMIなど個人に考慮した食事量
- ・ 嗜好調査（年1回）
- ・ 選択メニューもしくは行事食（月1回以上）

衛生管理

- ・ 調理員の検便実施（月1回）（夏季は月2回、冬季はノロウイルス検査を含む）
- ・ 手指の消毒と制服の清潔保持
- ・ 検品室、食品庫、各種調理機器、空調機器などの衛生保持
- ・ 害虫駆除（月1回）

非常災害への備え

- ・ 非常災害時の栄養確保の為、保存食及び料理用品の備え(7日分程度)をする。
- ・ 炊き出し訓練を実施し、災害時の食事提供について全職員で情報共有していく。

会議

会議・内容	参加者
・全体連絡会（月1回） 内容 月間予定、各部署からの連絡。	全職員
・調整会議（月1回） 内容 月間予定の検討及び各部署の問題事項の検討	施設長、事務長、介護長、主任指導員 調理長、看護師、主任介護員
・個別支援計画検討会議（月1回） 内容 利用者支援の問題、及び個別支援計画の検討	施設長、介護長、主任指導員、介助員 栄養士、看護師、担当介護員
・作業会議（随時） 内容 各作業担当者より作業状況報告、及び問題事項の検討	施設長、介護長、作業統括責任者 各作業担当責任者
・給食会議（月1回） 内容 食事に関する計画及び問題事項の検討	施設長、管理栄養士、調理長、介護長 主任指導員、看護師、介護員、利用者 代表
・事故等検討会（随時） 内容 事故発生時における問題事案の検討	施設長、事務長、介護長、主任指導員 看護師、調理長、主任介護員
・サービス向上委員会（年1回） 内容 人権擁護の意識向上とチェックリストの結果について 検討	施設長、事務長、介護長、主任指導員 看護師
・感染症対策委員会 内容 感染症に対する施設内対応・今後の対策の検討	看護師、介護長、主任指導員、栄養士 主任介護員

利用者支援

・個別支援計画の制度化

個別支援計画の制度化は、救護施設における入所者の自立を促進するための重要な取り組みとして位置付けられている。

この制度の下、救護施設では、入所者が抱える様々な生活課題に柔軟に対応し、一人ひとりの課題やニーズに即した支援が求められている。特に自立が可能な方については、地域移行を推進し、社会の一員としての生活を実現するための支援を期待されている。

これらの役割に対して、福祉事務所のケースワーカーをはじめとする関係機関との連携を通じて、個別支援計画を基にした体系的なアプローチを実践する。

・個別支援計画の実施

すべての利用者に対して個別支援計画を作成し、計画的かつ効率的な支援を提供する。この計画書は、福祉的課題を抱える利用者が自己実現を達成することを目的としており、計画の策定・実施を通じて利用者自身が自立を目指して前向きに生活できる支援体制を構築する。

・支援方針

幸福追求権と自己決定の保障を基本として、個別支援計画の策定では、利用者自身が必要と感じているニーズ(フェルトニーズ)を傾聴し、職員や福祉事務所から状況判断されるニーズ(ノーマティブニーズ)を探り、そのうえで、現実的に支援を必要とするニーズ(リアルニーズ)の充足に着眼する。

・専門的な視点

利用者の支援にあたってはICFの考え方を活用してアセスメントし、ストレングスに着目して支援する。

・ソーシャルワークの展開過程

- 
- ①情報収集
 - ②事前評価(assessment)
 - ③計画策定(planning)
 - ④支援の実施(intervention)
 - ⑤観察・見守り(monitoring)
 - ⑥事後評価(evolution)
 - ⑦終結(termination)

排泄介助

〈オムツ交換の場合〉

- ・丁寧な声掛けをし、利用者の同意を得る。（身体及び、体調の変化を確認する。）
- ・プライバシーに気を付ける。（パーテーション等。）
- ・施工後、換気等を行い、不都合なところはないか確認しあと片付けを行う。

〈トイレ誘導の場合〉

- ・丁寧な声掛けをし、利用者の同意を得る。（身体及び、体調の変化を確認する。）
- ・車椅子または手引き等、利用者の状態に応じて誘導を行う。

〈留意点〉

- ・プライバシーに気を付ける。
- ・必要物品は予め準備してから行う。
- ・定時に拘らず、訴え時等速やかに随時交換を心掛ける。
- ・麻痺や下肢硬直なある方、皮膚の弱い方等、個々の状態に応じた介助、様子観察を行う。
- ・不必要な露出はさける。
- ・汚物は不用意に放置せず、適切に処理する。
- ・言葉遣いに注意する。

入浴

- ・入浴は週3回以上実施し、基本として同性介助で行う。優しく声掛けをし、利用者の同意を得る。また衣類の着脱、入浴等の自立支援に努める。

〈留意点〉

- ・排泄介助の留意点に等しい。

日用品、被服の提供

- ・清潔で文化的な生活を送るために必要となる日用品や被服、布団などを必要に応じて提供する。

業務内容日課表

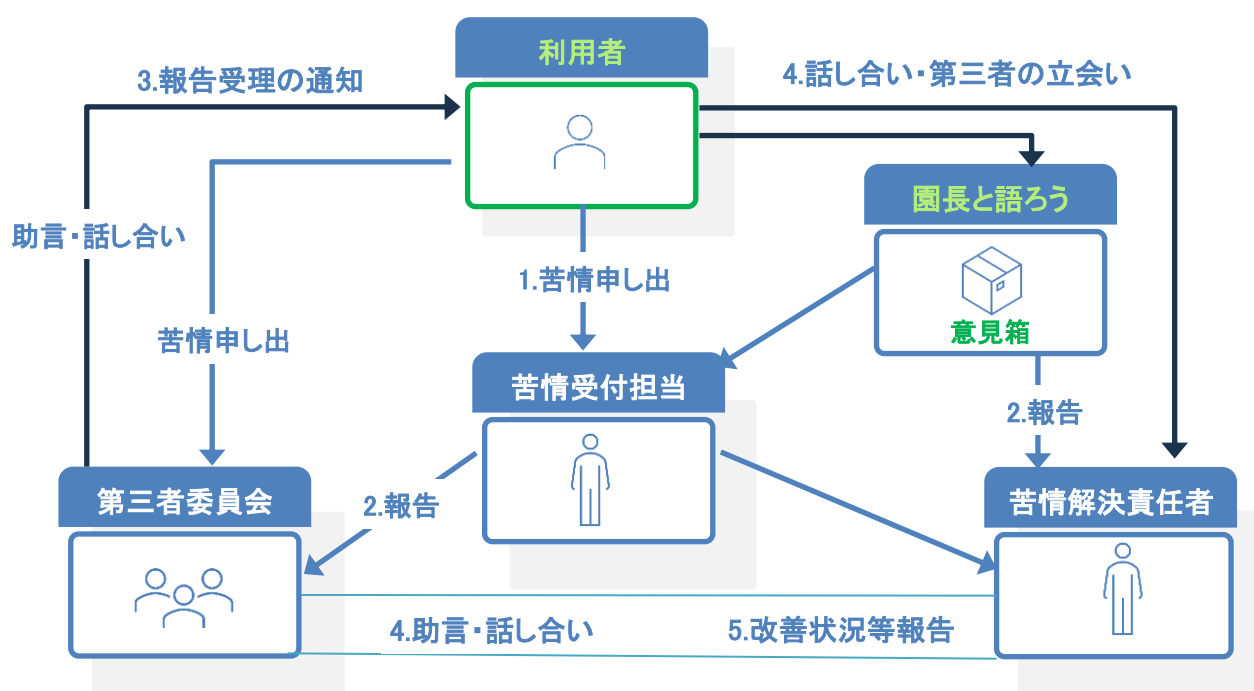
時 間	日 課 事 項	業 務 内 容
6:30	起 床	・巡回、点呼、健康状態確認、排泄支援、着脱支援 布団上げ介助、洗面支援
7:30	朝 食	・手洗い支援、食事介助、欠食者確認、服薬支援
9:00	朝 礼	・当直者からの報告（利用者の健康状態等）、日課連絡
	打ち合わせ	・業務上の連絡、看護師との連絡調整（通院等）
9:10	健康チェック	・健康状態確認（検温、バイタル等）、服薬支援、点呼
9:20	機能訓練	・歩行訓練（散歩等）
9:30	日中活動・日常生活訓練	・活動及び訓練開始時の準備
	入浴	作業～（第一作業、第二作業） 日常生活基礎訓練（買い物支援・自活訓練・通院介助） 活動及び訓練終了、後片付け、点呼
11:30	休 憩	・手洗い支援、食事介助、欠食者確認
12:00	昼 食	・服薬支援、歯磨き支援
13:00	居室巡回・フロアミーティング	・点呼、健康観察報告、日課確認
	日中活動・日常生活訓練	・活動及び訓練開始時の準備
	入浴	部活動（民謡・レクリエーション） 作業、日常生活基礎訓練～午前よりの継続
15:00	水分補給 など	
15:45	ラジオ体操・嚙下体操・歩行訓練・フロアミーティング	・各集会室・談話室にて ・点呼、居室巡回、健康観察報告、ケース記録整理 ・手洗い支援、食事介助、欠食者確認
17:30	夕 食	服薬支援、点呼
18:00	連 絡	・日勤者から当直者への引継ぎ（利用者の健康状態等）日誌記入
20:00		・服薬支援、排泄支援、就寝準備の支援
21:00	就 寝・巡回	・点呼、火気点検、消灯確認
22:30	巡回	・点呼、排泄支援、火気確認
	備 考	・日曜日は、午前～園内外清掃、午後～映画鑑賞・肢体訓練 ・毎週火・木曜日午前～頭の体操 ・当直員による緊急時の対応（PM9：00～AM6：30）

※感染症対策として定期的に換気、消毒をおこなう。

利用者苦情受付について

利用者の苦情を『利用者の声』として捉え、支援サービスの質の向上に繋げる。記入方式で意向を聴収する『意見箱』で出た意見をもとに、月1回利用者と施設長との対話の場を提供する『園長と語ろう』、利用者参加型の『給食会議』など、様々なかたちで意見を発言できる場を設けている。

なお、当施設において、解決できない苦情が発生した場合、苦情解決の仕組みに従い解決する。



- ・ 苦情解決受付担当者（主任指導員）

苦情内容を記録して、訴状内容に相違がないか双方で確認を行う。その上で、苦情解決体制に基づいて苦情解決責任者と第三者委員に報告する。

- ・ 苦情解決責任者（施設長）

申出人と話し合い適正な解決に努める。更に公平な解決を図るため、施設外（第三者委員）へ協力依頼する。

- ・ 第三者委員 金津 正義 ・ 松尾 満正

公平中立な立場で苦情解決の助言をしたり、話し合いに立ち会う。

施設内作業について

入所者を対象として、作業を通じて生きがいや機能回復の機会を提供する。また、働くことの意味や対価を得ることの理解を促す側面も有しており、作業収入については作業参加日数により正當に評価し、利用者の労働意欲を高めている。

施設外勤務作業について

施設外勤務作業を行う中で地域社会との繋がりを深め、作業能力向上に留まらず社会性の向上も目指した自立支援に努める。

生活保護法一時入所について

精神障害等を抱える被保護者が症状の悪化により不安定な状態になった際、居宅生活が継続できるように支援を行うために一時保護入所を行う。また、精神科病院の退院に向けた体験入所や訓練のために適当とされる方、その他、保護実施機関が必要と認められる方も支援する。

三重県就労準備支援事業について

複合的な課題があり、生活リズムが崩れている、社会とのかかわりに不安を抱えている、就労意欲が低下しているなどの理由で就労に向けた準備が整っていない被保護者及び生活困窮者に対して、基礎能力の形成を目的に、実践的就労の場を提供する。

菰野町社会福祉法人連絡協議会 福祉相談窓口

地域公益活動の一環として菰野町社会福祉法人連絡協議会に参画し、合同相談窓口を設置。町内の他施設と連携し、制度の狭間や市場原理では満たされないニーズや、地域住民の福祉相談に対して支援を図る。

地域移行支援について

退所後6ヶ月間において、原則月1回以上、居宅訪問や電話連絡を行い、生活が継続する見込みである事を確認する。

民踊部

毎週木曜日 13:30 ~ 14:30

目標

- ・踊りを通じて余暇活動の充実。
- ・園内行事の参加（お花見会、七夕まつり、園内盆踊り、秋祭りクリスマス会、ひな祭り）。
- ・民踊を基本として、簡単なダンスなどを取り入れていく。
- ・様々な方が楽しみながら参加できるように、新しい曲も取り入れていく。

年間カリキュラム

- ・各行事への課題設定と取り組み。
- ・従来の民踊と新しい踊りを取り入れながら行っていく。
- ・他施設との交流、ボランティアの積極的な受け入れをおこなっていく。

〈 年間予定表 〉

月	内容	発表・披露
4～5月	七夕祭りに向けての練習	4月 お花見会 7月 七夕祭り
6～8月	盆踊り大会に向けての練習	8月 盆踊り
9～10月	秋祭りに向けての練習	10月 秋祭り
11～3月	クリスマス会・ひな祭り・お花見会に向けての練習	12月クリスマス会 3月 ひな祭り

レクリエーション部

毎週火曜日 13:30 ~ 15:00

目標

- ・レクレーションを通じて、利用者同士の交流を深める。
- ・一年間の行事に合わせた取り組みを行い、機能維持の向上又は防止に努める。また、様々なことに取り組み心身のリフレッシュを図る。

内容

- ・塗り絵、創作活動などを通じて他者と関りをもつ。
- ・散歩や体操で体を動かすことにより機能低下を図る。
- ・カラオケやゲームで心身のリフレッシュを図る。
- ・地域住民の慰問を通じて地域との交流を深める。

*カラオケの希望が大変多い為、毎週土曜日にカラオケを行う時間を設ける。

*リモート交流会を通じて他施設との交流を図る。

第1 作業活動（作業分配金有り）

時間

月曜日から土曜日 9：30 ～ 15：00（5時間以内）

目的

- ・生活の質を向上し、地域生活への準備が出来る様にする。
- ・機能回復と減退を防止する。
- ・作業する事により、作業の楽しさ、喜びを与える。
- ・安定性のある作業を目指す。

各作業について

手芸

目的

- ・物を作る楽しみ、物を仕上げる喜びを得る。
- ・人と人との協調性を養う。
- ・機能の減退を防止する。

内容

- ・手芸用品の作成。
- ・道の駅菰野への委託販売を行う。
- ・他施設とのリモート交流会での手芸用品展覧・紹介
- ・新商品への取り組み。

ちらし封筒入れ

目的

- ・労働から収入を得る喜びを通して、就労意欲の向上を図る。
- ・簡単な作業を通して身体機能の低下を予防する。
- ・地域社会との交流。（地域貢献）

内容

- ・四日市市少年自然の家より受託し、チラシを配布先ごとに封筒に入れ区分けする。

内職

目的

- ・収入を得ることで就労意欲の向上、地域生活移行への足掛かりとする。
- ・規則的に就労することで協調性、労働時間の感覚を養うとともに社会参加できる機会を提供する。

内容

- ・ビニール折り作業、その他需要に応じた内容を継続的におこなうことで、自己肯定感や達成感を得る。

第2作業活動（作業分配金なし）

時間

月曜日から土曜日 9：30 ～ 15：30（天候に応じて）

目的

- ・ 1年を通じて作物の成長、収穫の喜びを得る。
- ・ 土に触れ自然の四季を感じてもらう。

内容

- ・ 施設内の花壇を活用し花を植える。
- ・ 腐葉土作り。
- ・ 畑作業。（うね作り、種まき、剪定、収穫）

＜ 年間予定表 ＞

月	畑 ・ 花壇 年間計画
4月	種まき（種類に応じて）
5月	野菜の苗植え付け、サツマイモの苗購入し植え付け 資源取り
6月	夏野菜の苗購入及び植え付け
7月	野菜の収穫
8月	野菜の収穫
9月	野菜の収穫
10月	芋ほり（天候に応じて）
11月	土寝かせ、芋ほり（天候に応じて）
12月	うねの肥料やり
1月	土寝かせ
2月	うね耕し
3月	うね作り、種まき（種類に応じて）

※ 園庭の草刈り、花壇の手入れ（水やり、草抜き）は随時行う。



救護施設 菰野陽気園